

目黒区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年4月1日目健介第138号決定
平成30年1月29日付け目健介第4979号一部改正
平成30年3月26日付け目健介第6072号一部改正
平成30年7月13日付け目健介第1939号一部改正
令和3年4月1日付け目健介第1552号一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 第1号事業の実施（第8条—第16条）
- 第3章 一般介護予防事業（第17条）
- 第4章 委任（第18条）
- 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び省令で使用する用語の例による。

（総合事業の対象者）

第3条 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）の対象者（以下「第1号事業対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- （1）居宅要支援被保険者
- （2）省令第140条の62の4第2号に規定する被保険者（以下「サービス事業対象者」という。）
- （3）宅要介護被保険者であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下この号において「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第1号事業（省令第140の62の3第1項第2号の規定により区が補助するものに限る。以下この号において同じ。）のサービスを受けていたものうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第1号事業のサービスを受けるもの（区長が必要と認める者に限る。）

2 法第115条の45第1項第2号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）の対

象者は、被保険者（第1号被保険者に限る。）及びその支援のための活動に関わる者とする。

（要件の確認）

第4条 前条第1項第2号に掲げる者の要件の確認は、地域包括支援センターの職員が、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1を用いて、当該者と面接して行うものとする。

（届出書の提出）

第5条 第1号介護予防支援事業を受けることを希望する第1号事業対象者は、目黒区介護保険に関する様式を定める要綱（平成18年4月1日付け目健介第3号決定）第40号に規定する届出書を目黒区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。

（被保険者証の交付）

第6条 区長は、前条の規定により届出書の提出があったときは、当該第1号事業対象者を受給者台帳に登録し、被保険者証及び負担割合証を交付するものとする。

（苦情等の処理）

第7条 区長は、総合事業の利用者及びその家族から総合事業に関する苦情を受け付けた場合は、必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

2 区長は、総合事業の利用者及びその家族からの苦情等の相談のうち目黒区（以下「区」という。）で対応できないものについては、その対応を東京都国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会で、同法第84条の規定に基づき東京都知事の認可を受け設立された団体をいう。以下同じ。）に依頼することができる。

3 区長は、指定事業者が行う第1号事業の利用者及びその家族からの苦情申立てに基づく事業者に対する調査及び指導助言を東京都国民健康保険団体連合会に依頼することができる。

4 指定事業者は、前項の規定に基づく調査に協力しなければならない。

5 指定事業者は、第3項の規定に基づく指導助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定事業者は、前項の規定に基づき必要な改善を行った場合に東京都国民健康保険団体連合会から当該改善の内容の報告の求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

第2章 第1号事業の実施

（第1号事業の実施）

第8条 区長は、第1号事業として次に掲げる事業を実施する。

（1）第1号訪問事業

ア 第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス事業） 第1号訪問事業のうち、区長

が別に定める基準に基づくもので、旧介護予防訪問介護に相当するもの

イ 第1号訪問事業訪問介護（区独自基準サービス事業） 第1号訪問事業のうち、区長が別に定める基準に基づくもので、旧介護予防訪問介護のうち生活援助を中心とし、サービス提供時間が60分以内のもの

ウ 訪問型支え合い事業 要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主的な活動として行う生活援助等の多様な支援を行う事業

エ 訪問型短期集中予防サービス事業 第1号事業対象者の居宅において、保健・医療の専門職により提供する支援で、3か月から6か月までの短期間で行われるもの

(2) 第1号通所事業

ア 第1号通所事業通所介護（予防給付相当サービス事業） 第1号通所事業のうち、区長が別に定める基準に基づくもので、旧介護予防通所介護に相当するもので、サービス提供時間が3時間以上のももの

イ 第1号通所事業通所介護（区独自基準サービス事業） 第1号通所事業のうち、区長が別に定める基準に基づくもので、旧介護予防通所介護のうち、機能訓練もしくは食事、入浴といった日常生活支援に特化し、サービス提供時間が3時間未満のもの

ウ 通所型支え合い事業 住民主体による第1号事業対象者等を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場を提供する事業

エ 通所型短期集中予防サービス事業 通所介護事業所等において、保健・医療等の専門職により提供する支援で、3か月から6か月までの短期間で行われるもの

(3) 第1号生活支援事業

(4) 第1号介護予防支援事業

ア 介護予防ケアマネジメントA 地域支援事業実施要綱（平成18年6月厚生労働省老健局老発第0609001号。以下「実施要綱」という。）別紙別記1の第2の1の(1)のイの(エ)の④の(a)に規定する第1号介護予防支援事業

イ 介護予防ケアマネジメントC 実施要綱別紙別記1の第2の1の(1)のイの(エ)の④の(c)に規定する第1号介護予防支援事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(指定事業者の指定)

第9条 法第115条の45の3第1項の指定（以下「指定事業者の指定」という。）は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める事業者の申請により、当該事業を行う事業所ごとに行うものとする。

(1) 第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス事業）及び第1号訪問事業訪問介護（区独自基準サービス事業） 法第70条第1項の規定による指定を受けた訪問介護を行う事業者

(2) 第1号通所事業通所介護（予防給付相当サービス事業）及び第1号通所事業通所介護（区独自基準サービス事業） 法第70条第1項の規定による指定を受けた通所介護を行う事業

者又は法第78条の2第1項の規定による指定を受けた地域密着型通所介護を行う事業者
2 法第58条第1項の規定により区長から介護予防支援事業者として指定を受けている事業者は、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）に係る指定事業者の指定を受けたものとみなす。

（事業の委託）

第10条 第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号生活支援事業の実施は、省令第140条の62の3第2項各号の基準に該当する事業者等に委託又は補助をすることにより行うことができる。

2 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）の実施は、目黒区地域包括支援センター事業実施要綱（平成20年7月25日付け目健高第2889号決定）第3条第2項により設置された地域包括支援センターに委託することにより行うことができる。

3 第1号介護予防支援事業（居宅要支援者に係るものに限る。）を実施する事業者は、指定居宅介護支援事業者に委託することにより行うことができる。

（第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業に要する費用の額）

第11条 第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）第1号訪問事業訪問介護（予防給付相当サービス事業及び区独自基準サービス事業） 厚生労働大臣が定める一単位の単価（厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により区が属する地域区分の項中に掲げる訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号。以下「費用の額の算定に関する基準」という。）の例により区長が別に定める単位数を乗じて得た額

（2）第1号通所事業通所介護（予防給付相当サービス事業及び区独自基準サービス事業） 単価告示の規定により区が属する地域区分の項中に掲げる通所介護の割合に10円を乗じて得た額に、費用の額の算定に関する基準の例により区長が別に定める単位数を乗じて得た額

（3）第1号介護予防支援事業 単価告示の規定により区が属する地域区分の項中に掲げる介護予防支援の割合に10円を乗じて得た額に、区長が別に定める単位数を乗じて得た額

2 前項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

（第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業の費用の支給）

第12条 区長は、第1号事業対象者が、次の各号に掲げる事業を利用したときは、第1号事業費としてそれぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

（1）第1号訪問事業 前条第1項第1号に定める費用の額の100分の90に相当する額

（2）第1号通所事業 前条第1項第2号に定める費用の額の100分の90に相当する額

- (3) 第1号介護予防支援事業 前条第1項第3号に定める費用の額の100分の100
- 2 第1号被保険者であつて、法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する第1号事業対象者（次項に規定する第1号事業対象者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項第1号及び第2号の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。
- 3 第1号被保険者であつて、法第59条の2第2項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上の所得を有する第1号事業対象者に対する第1項の規定の適用については、同項第1号及び第2号の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(第1号事業費の支給限度基準額)

- 第13条 前条の規定による第1号事業費の額は、当該第1号事業対象者が受ける第1号事業に係るサービス（居宅要支援被保険者にあつては、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを含む。）（以下「第1号事業サービス」という。）について算定される単位数の合計が、別表に定める単位数を上限とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、退院直後等の理由により短期間集中的に第1号事業の利用が必要であるサービス事業対象者については、地域包括支援センター長が、当該サービス事業対象者が短期間集中的に第1号事業を利用する必要がある旨を区長に申し出ることにより、別表に定める単位数を上限として第1号事業サービスを受けることができるものとする。

(高額介護予防・生活支援サービス費の支給)

- 第14条 区長は、第1号事業対象者が利用した第1号訪問事業又は第1号通所事業に要した費用の合計額について、法第61条第1項の規定による高額介護予防サービス費の支給の例により、高額介護予防サービス相当事業費を支給する。
- 2 前項の支給に関する事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(高額医療合算介護予防・生活支援サービス費の支給)

- 第15条 区長は、第1号事業対象者が利用した第1号訪問事業又は第1号通所事業に要した費用の合計額及びその他の医療保険各法に係る利用者負担額等の合計額が著しく高額であるときは、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業費を支給することができる。
- 2 前項の支給に関する事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(報告及び調査)

- 第16条 区長は、総合事業を実施するに当たっては、適正かつ積極的な運営を確保するため、必要に応じて、法第115条の45の7の規定に基づき指定事業者に対する報告の徴取、立入調査等を行うほか、委託契約に基づき受注者に対する事業の実施状況に関する報告の徴取、当該報告に関する調査等を行うものとする。

第3章 一般介護予防事業

(一般介護予防事業の実施)

第17条 区長は、一般介護予防事業として次に掲げる事業を実施する。

- (1) 介護予防把握事業
- (2) 介護予防普及啓発事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業
- (4) 一般介護予防事業評価事業
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業

2 前項各号に掲げる事業の実施は、それぞれ当該事業の実施要綱等により行うものとする。

第4章 委任

第18条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(平成30年1月29日付け目健介第4979号)

付 則 (平成30年3月26日付け目健介第6072号)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第11条及び第12条の規定は、平成30年4月以後に利用する事業に要する費用の額について適用し、同日前に利用した事業に要する費用の額については、なお従前の例による。

付 則 (平成30年7月13日付け目健介第1939号)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第12条の規定は、平成30年8月以後に利用する事業に要する費用の額について適用し、同日前に利用した事業に要する費用の額については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年4月1日付け目健介第1552号)

別表（第13条関係）

対象者区分	支給限度
サービス事業対象者 要支援1に該当する者	居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号（以下「区分支給限度額基準額告示」という。以下同じ。）第2号イに掲げる単位数
要支援2に該当する者 第13条第2項に規定する者	区分支給限度額基準額告示第2号ロに掲げる単位数